

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	05	府 省 庁 名	復興庁、中小企業庁、金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。この問題に対して、債権の買取り等を通じて、被災事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）が設立された。</p> <p>震災支援機構は金融機関等から被災事業者向け債権を買取り、適切な資産評定を行った上で、必要な債権放棄等を行うこととしている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>被災事業者が、震災支援機構が関与する事業再生手続において金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること（法人税法第33条第4項）、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすること（法人税法第59条第2項）が可能となるよう要望する。</p> <p>また、上記措置を適用するためには、通常、2以上の金融機関による債権放棄を要するが、震災支援機構単独での債権放棄の場合についても、企業再生税制と同等の措置の適用を受けられるよう要望する（法人税法施行令第24条の2第1項第5号）</p> <p>当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	地方税法第24条第1項第3号、第72条の2第1項第1号、第294条第1項第3号		
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。この問題に対して、債権の買取り等を通じて、被災事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、震災支援機構が設立された。</p> <p>震災支援機構は、金融機関等から被災事業者向け債権を、適切な資産評定を行った上で買取り、必要な債権放棄等を行うこととしている。このため、震災支援機構が単独で債権放棄を行った場合も含め、震災支援機構が関与する事業再生手続において行われる債権放棄については、債務免除益課税が被災事業者の負担となることのないよう、債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
	政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
	同上の期間中の達成目標	震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	震災支援機構が債権を買い取った被災事業者の大半を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることは、迅速かつ確実な再生を促進する観点から非常に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 震災支援機構は、貸倒引当金制度の適用法人である。(法人税法第52条第1項、同法施行令第96条第4項) 震災支援機構が関与する事業再生手続きにおいて、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、期限切れ欠損金の損金算入ができる。(法人税法第59条第2項、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項第1号) 東日本大震災により被害を受けた者に対して震災支援機構が行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税が非課税である。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条関係) 震災支援機構が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度からの継続要望である。</p>